

Title	オーストリアにおける事業所レベルを超えた労働者利 益代表の意義と機能			
Author(s)	水島, 郁子			
Citation	阪大法学. 2010, 60(4), p. 59-88			
Version Type	VoR			
URL	https://doi.org/10.18910/55267			
rights				
Note				

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

オ ーストリアにおける事業所レベルを超えた 労働者利益代表の意義と機能

水

島

郁

子

社会的パートナーシップは じめ に

五 おわりに 労働者会議所

三二

労働組合

はじめに

比較的類似して発展してきた。すなわちオーストリアでは一九世紀半ばから、労働者保護を目的とする立法を皮切 りに、続いて団体的労働関係法が形成され、さらに社会保険法が導入されるという形で展開してきた。民法典を基 オーストリアは中欧に位置する人口約八四○万人の連邦共和国である。オーストリア労働法は、ドイツのそれと

礎としつつ、職業ごとあるいは問題ごとに個別法で立法化がなされてきたことも、ドイツに共通する。第二次世界

(阪大法学) 60 (4-59) 777 [2010.11]

説 論 的な法制度はドイツのそれに近いといってよいであろう。オーストリアは一九九五年にEUに加盟したことから、 序がすすんでいなかったり、内容面での違いが見られるようになったりしている。とはいえ現在においても、

大戦以降のオーストリアにおける労働法分野の法制定・法改正はドイッと比べると少なく、形式面での法規定

の

られ 働組合と事業所委員会は相互に密接に関係している。このことも両国の共通点である。 する。オーストリアとドイツの法制度上、労働組合と事業所委員会は完全に区別されているが、 労働組合は労働協約を締結することによっても、 労働組合が一般に、 労働者利益代表組織の一つである。この事業所委員会制度はオーストリアにもドイツにも見られるが、日本には見 本稿が対象とする労働者の利益を代表する組織に関しても、ドイツとの共通点が見られる。すなわち、 イツその他EU諸国の労働法との融合・接近は、今後さらに進むと思われる。 ない。 事業所委員会は事業所協定を締結し、 企業別に組織されるのに対して、オーストリアやドイツの労働組合は企業を超えて組織される。 事業所レベルないし部分的に企業レベルで、労働者の利益を代表 構成員の利益を代表する。事業所に組織される事業所委員会も、 実際のところ、 日本では

ば と決定的に異なる。 このように、 両国の利益代表は類似しているといえる。しかしながら、オーストリアの労働者利益代表は、次の三点でドイツ オーストリアやドイツの労働者利益代表は日本のそれと大きく異なるものであり、 これは、 ドイツのみならず他のヨーロッパ諸国と比較しても、オーストリアに特有のものであ 日本と対比すれ

る。

Angestellte, の加入が、法律で義務づけられている。労働者会議所は労働組合と同様、 第一に、 オーストリアには法律上の労働者利益代表が存在する。 Arbeiterkammer) は、 オーストリアの全労働者の利益を代表する組織であり、 労働者会議所 事業所レベルを超えた組織であるが、 (Kammer für Arbeiter und 労働者は労働者会議所

オーストリアにおける労働者利益代表 (筆者作成) 図 1

労働組合 労働者会議所 連邦レベル ○任意加入 労働者会議所法に 基づき、強制加入 ※労働協約 (州ごと) (産業別) 事業所委員会 事業所レベル ●労働組織法に基づき、事業所 規模に応じて選出 ※事業所協定

的 的 が 係に浸透してい 0 3 決することを試みるように は を は は んど見ら 対立するよりはむしろ、 ゎ 働 協 事 セ 力 強 に で見ら 調路 柄 8 制 Ì まずそ 組 \exists に 3 自ら ブ 1 て大きい。 合 \vdash に Ì れ ナ 線 つ ル 口 す れ な ń 0 る労働者会議 0 1 が 1) 才 ク ッ 7 0 自的 とド 構成 徹 て譲 るのみである。 1) シ Ì パ 1) 加 . る。 諸 る点が、 Ļ ッ 底 ス 員 プ 歩する用意を示すようになった。 が 1 玉 法律で労働者の が L イ ₹達成さ ij そ 争議行為 0 7 ツ に の利益を代表するものであるので、 任 精神とし 意で 0) 1) アでは第一 0 お 大きな違 た る。 1) 所 なっ 現存の ても め れ つ 0 あ 存 た場合に、 0 る 0 たことである。 \$ のような思想 連 珍 在 才 てあら 0 一次世 諸問題 しく 1) 邦 加 意 に つ Ì 意味 義 である 対 入を強 ス 州 昇 ゆ 1 を協調 大戦 役割 て労働 ゙゙゙゙゙゚゚ t IJ る 相手方にとって重要で 様 T 1 制する労働者利益 V **図** は、 では は、 K ベ 後 ル 0 1参照)。 者会議 利益代表らは 的 労働者会議 イ ル ラ 労働法 争議行為 に 次に述べ な方法 労働者 ン ツとは その後 お け 所 る労 利益 異 に کے に 全労働 ブ 、る社 使 は \$ お な ょ V 所 0

用

代

1)

加

表 入

は

1

X ル 表 7

(阪大法学) 60 (4-61) 779 [2010.11]

働

ほ

つ

7 と 関 労使

あ

基

本 解 者

1)

いる。6

論

説 社会的パートナーシップは一種の「コーポラティズム」であるが、政府も加わり協働して、社会・経済上の諸問題 に幅広く取り組んでいる。社会的パートナーシップの担い手(社会的パートナー)は、労使双方の会議所と労働組 協調的な労使関係が、社会的パートナーシップ(Sozialpartnerschaft)の基礎をなしていることである。

影響力はきわめて大きい。オーストリアの労働者利益代表は、労使関係における利益代表にとどまらず、労働関係 全般、さらには社会政策・経済政策においても労働者側の利益を代表している。 (Wirtschaftskammer)への加入が法律により義務づけられている。社会的パートナーは立法にも深く関与し、 合である。 労働者が労働者会議所への加入を義務づけられているのと同様、 使用者は商工会 議

うえで(二)、事業所レベルを超えた二つの労働者利益代表、すなわち、任意加入の労働組合(三)と強制加入の労働 することはオーストリア労働法の理解のためにも重要である。 オーストリア労働法は、このような独特な労働者利益代表によって支えられており、その意義や機能を明らかに 以下、本稿では社会的パートナーシップに言及した

社会的パートナーシップ

者会議所(四)の意義と機能を考察する。

1 憲法上の根拠

して用いられるにとどまらず、連邦憲法上承認された概念である。 社会的パートナーシップないし社会的パートナーは、政治学もしくは社会学の専門用語として、また一般用語と

下、旧第四章)とその他の自治(一二〇a条以下)が規定された。後者に関し、連邦憲法一二〇a条一項は、「独 一○○八年の連邦憲法改正により、「自治」の章が新たに第五章に設けられ、地方公共団体(連邦憲法 一一五条以

> 60 (4-62) 780 (2010.11)

問題となるのは、

これまで社会的パートナーとして、会議所だけでなく労働組合も機能してきた点である。

労働

立性 占的 自治組織の結成を承認している。 遂行するために、 を尊重 にもしくは主として共通する利益のために共同して処理されることが適当か 自治組織 法律により自治組織を構成することができる。」と規定し、 の設置により社会的 さらに同二項は、「共和国は社会的パートナーの役割を承認する。 パ | |-ナーシッ プに基づく対話を促進する。」と述べる。 地方公共団体以外の、 つ適切である公的任務を独立して 共 属地に 和国 はそ よら Ō 独

これ 尊重し、 連邦憲法改正により、 条は、 まで社会的 社会的パ どのような組織が自治組織に該当するのかについて明言していない。 1 1 会議所が憲法上の根拠を持つ自治組織であることが承認されるとともに、 ナーシップを促進する立場をとることが示されたといえる。 ナーとしての役割を果たしてきた会議所を念頭においていることは明らかである。 しかし少なくともこれらの条項が、 国がその独立 よって、 性 を

法 か が、 に含まれるか あるかという点でも、 組合は法律に基づき設立され組織されるものではなく団結体 つ憲法上社会的パ 強い批判を受け、 a条の自治組織に該当しないと法的 は 明らかでない。 Ì 条項に具体化することを避けた。 自治組織と見ることには違和感がある。 1 ナーであることが認められるか否 政府草案は当初、 に判断されたとしても、 同条項の自治組織を法律により設立される組織に限定して その結果、 かか ?の問題 (Koalition) 労働組合が連邦憲法一二〇a条一 労働組合が憲法上の根拠を持つ自治組織で は それは労働組合が同条に基づく憲法上の 先送りされ であり、 また公的任務を遂行する役 た もちろん労働組 項にいう自治 合が 連 根 邦 あ 1, た 拠 憲

や保障を欠くにとどまり、

労働組合を社会的パート

ナーから排除することにはならない。

2

社会的パートナーシップの展開

(1) 社会的パートナーシップの定義

論 はない。社会的パートナーシップは、 社会的パートナーシップは、前述1のとおり現在では連邦憲法上承認されているが、その定義は憲法上明らかで 第二次世界大戦後にみられる任意的でインフォーマルで全体的な絆であり

る。社会的パートナーシップは、(1) 利益団体とは具体的には、 ナーを担っている。これに政府が加わった政労使の三者で利益を調整するモデルが、社会的パートナーシップであ 所会頭会、オーストリア労働組合総同盟の四者である。すなわち連邦レベルの会議所と労働組合が、社会的パート オーストリア商工会議所 調和的民主主義システムの中心要素として、またコーポラティズムの一つのモデ (連邦商工会議所)、連邦労働者会議所、 オーストリア農業会議

(2)社会的パートナーシップの形成と展開

ルとして、位置づけられる。

労働者会議所による合同の委員会が設けられた。 経済・社会政策上の問題に緊急に対応する必要があった。そこでまず一九四五年にウィーン商業会議所とウィーン 九四五年にオーストリアはドイツ 政府は第二次世界大戦後のインフレーションを阻止すべく物価・賃金統制を行ったが、 連邦レベルで労働者会議所と労働組合、 (第三帝国) 商工会議所と農業会議所の協力関係がそれぞれ築かれた。 州レベルではあるが、社会的パートナーシップの先駆けといえる。 からの独立を果たすが、当時の経済はほとんど壊滅しており、 効果はあらわれな

とを選択した。そのために、一九四七年に会議所と労働組合総同盟による常設の経済委員会が設立され、社会的

政府に任せるのではなく、

利益代表が協働して賃金・物価規制を行うこ

かった。そこで労働組合も商工会議所も、

阪大法学) 60 (4-64) 782 [2010.11]

九五一年に経済委員会は、

連邦首相が議長を務める経済理事会に改組された。経済委員会が当事者の自由な合

ない パ 価協定は経済委員会内での合意にとどまらず、 体において「公正」だと受け入れられる方法で相対的に「均整のとれた」 先の労働者の利益に拘泥するのではなくまずは農業生産物価水準の引き上げに合意するという協調的立場をとっ まで毎年、 Ì との考えから、 1 ーナー 特徴的である。 協定が改定・締結された。 プ組織化の第一 農業生産物価水準の引き上げに着手した。これは賃金・物価協定として締結され、 社会的緊張や衝突に妨げられることのない迅速な経済発展のために、 歩となっ 労働組合が、賃金政策を超えて経済政策に積極的に関与したということ、 た。 経済委員会は、 財務省によって承認され、 経済再建のためにはまず生産を立て直さなけ 内務省によって告示された。 政策が、 選択されたのである。 経済復興の負担を大 九五一 賃金·物 ればなら Ħ 年

しか よいかについては、 意に基づいて設立されたインフォーマルな組織であったのに対して、 九五七年に内閣の要請を受ける形で、 し政府と利益代表が協働し、 法的に問題があった。 国家の意思形成・決定過程に利益代表が影響を与えることをフォ 法律に基づかない対等委員会が設立された。対等委員会は物価・ そのため、 再度インフォーマルな組織が形成される。 経済理事会の設置は法律に基づくものである。 1 マ ル に認めて 賃金政

は で何十年 の各大臣が出席し、 社会的 パ わたっ 1 ナー て数多くの報告や専門的意見が示されている。(8) 賃金・物価政策にとどまらず立法に関する事項にまで意見交換・交渉がなされ、 による対等委員会およびその下部組織である審議会・部会における審議 経済• 社会政策や経済・ 社会分野 決定が重要な役割 にか 現在に至るま か

請も一九五七年末までという時限つきのものであった。とはいえ、この対等委員会には連邦首相ならびに経済(エワ)

策に取り組む常設の委員会で、委員会を構成する各利益代表が「対等に」それぞれの利益を代表する、

法律に基づかない

インフォ

1

マルな組織であり、

理論的にはきわめて脆弱で不安定である。

そもそも内閣

0

対等委員会

	タの労	オーストリア	オーストリア	オーストリア	オーストリア	
	緑の党	社会民主党	国民党	自由党	未来同盟	
	環境保護	中道左派	中道右派	極右	極右	
1999年	7.4%	33.2%	26.9%	26.9%	2005年結成	
2002年	9.5%	36.5%	42.3%	10.0%	2000平稲以	
2006年	11.1%	35.3%	34.3%	11.0%	4.1%	
2008年	10.4%	29.3%	26.0%	17.5%	10.7%	

挙の投票率の低下につながり**、** 得した(表参照)。ところがオーストリア国民党が社会民主党との連立を解消し、 オーストリア自由党と初めて連立を組み、中道右派・極右政権が誕生した。 た。社会的パートナーを軸とする政治手法に疑問が持たれ始め、それは会議所選 という方式は維持されたものの、妥協点に至ることが困難になり、 してきたコーポラティズムとは逆の方向に作用した。 ら社会的パートナーを支える会議所システムに対する疑問が生まれてきた。(⑵) いし連立政権下で、長らく安定していた。 を果たしており、社会的パートナーシップは、 に企業の資本主義・自由主義的傾向やEU加盟は、 もっとも一九九○年代になると経済の発展状況や国際化、政治スキャンダ 九九九年の国民議会選挙で、与党である社会民主党は第一党となる議席を獲 ひいては政権交代を引き起こした。 オーストリア社会民主党の単 オーストリアがこれまで指向 利益代表による対等の決定 成果は減少し 同政 ルか

いものであるようにも思われるが、 を求めないなど、社会的パートナーを軽視し、政府主導の方針をとったため、 を求めず、多数決原理にしたがって法制定・改正を行い、政府草案に対して意見 を見せた。社会的パートナーとの関係では、 ナーシップは動揺 血 し た。 23 むしろ商工会議所は社会的パート 経済重視の方針は商工会議所にとって望まし 従来のように妥協点を模索すること ナーシップ

権は労働者会議所法を改正し労働者会議所改革に取り組むなど、経済重視の姿勢

(阪大法学) 60 (4-66) 784 [2010.11]

社会的パ

ートナーは、

インフォ

ーマルな対等委員会を通じて経済・労働・社会分野の立法

いる。

対等委員会のみならずその下部

組織や、

経済社会問題審議会においても、

社会的。

パ

1

ナー

は意見交換や交

・政策に深く関与して

わけ、 労働者と使用者の関係を悪化させたり負担を生じさせたりするものではなかった。中道右派(※) 0 存続を重視 再び国民党と連立を組んだことによって、 労働・社会立法をめぐり混乱が生じたが、二○○六年の国民議会選挙で社会民主党が議会第 じた。 政府に対する反発は、二〇〇三年に大ストライキとなって現れた。 社会的パート ナ 1 ·の重視という従来の方針に戻り、 これ は 対政 極右政権下ではとり 混乱の解消 府 党の座を 0 闘 争で

渉や労働協約の締結に限定されるわけではな 労働者利益代表と使用者利益代表が社会的

3

社会的

1

ナ

Ì

役割

パ

1

トナーとして協働するが、

前述2のとおりその役割は労使間

の交

つながってい

約等については後述三を参照)。 渉や労働協約の締結に限定されるわけではない。 もちろんこれも社会的パー トナーの重要な役割ではある

涉 言権が与えられてい 社会的パ 審議を行っ 1 1 てい ナーはそれ以外にも、 る。 る。 行政分野でいえば、 () ず れの レベ 政治システムに関わっている。立法分野では、 ル に お 社会的 1, ても対話が基本となり、 パ 1 1 ナー は数多くの審議会や委員会に参加 望ましい妥協点を見出すべ 法案に対する意見表明権や提 している。 く協働する。 さらに

会保険団体に代表を送っており、 司法関連では、 労働 ・社会裁判所への非職業裁判官の推薦や派遣、 社会保障分野にも携わっている。 これらにとどまらず、 カルテル裁判所の陪席も行っている。 インフォ Ì マルな交渉や また、 社

問題解決の

ために、

社会的パ

1

ナ

Ì

は機能

している。

(阪大法学) 60 (4-67) 785 [2010.11]

論

1

法的

限拠

三 労働組合

されているわけではない。 自由ならびに団結権は、 ている。後者では、 1 ・ストリアの憲法において、 集会・結社の自由に労働組合を結成し加入する権利が含まれることが明記されている。 オーストリア憲法上保障されている。 欧州裁判所は、 集会・結社の自由は、 欧州人権条約一一条に団体行動権や争議権が含まれうることを示唆して 国家基本法一二条ならびに欧州人権条約一一条に定められ しかし、団体行動権や争議権まで憲法上明文で保障

い る。28

認められている組織のうち(後述3(1)も参照)、任意加入の労働者職業団体が、労働組合ないし団結体を意味する。 団体である。 労働法において意味を持つのは憲法上保障される結社・団体のうち、 オーストリア労働法には労働組合に関する直接の法規定はなく、労働組織法上、労働協約締結能力が 労働協約を締結することが認められている

強制加入である法律上の利益代表、すなわち会議所と対比される。

任意加入であることは、

内での労働条件の規制を目的としていること、第二に、使用者もしくは労働者の利益を代表することに向けられた 次の四つの要件を充たしていなくてはならない(労働組織法四条二項)。 任意加入の職業団体は、 労働者側にも使用者側にも結成されうるが、労働協約締結能力が認められるためには、 すなわち第一に、規約において、 効力範

目標において一の専門的・空間的に広範な効力範囲で活動していること、第三に、構成員数および活動範囲から重

要な経済的意義を有するといえること、

第四に、

していること、

である。この要件を充たす、

労働者によって組織される自由な団結体が、労働法上の労働組合であ

使用者もしくは労働者の利益を代表するに際して相手方から独立

(阪大法学) 60 (4-68) 786 [2010.11]

スト

センター

2

実態と役割

小さな団結体に憲法上の団結の自由が保障されていると言えても、 は影響力のある大きな団結体にのみ認められ、少人数による労働者の団結体には認められない。 0 四 つの要件のうちオーストリア法に特徴的なのは、 第二と第三の要件である。 小団結体を労働法上の労働組合と見ることはで すなわち、 労働協約締結能力 したがってこれら

きない。

るといえる。

前記 上の利益代表 新たな労働組合設立は、 必要とされるのは、 労働協約を締結するには団結体が法人格を備えていなくてはならない。 リアではナショナル 0 四要件を充たすことに加え、 (労働組合の場合は労働者会議所)に意見聴取をした後、なされる(労働組織法五条)。 後述3(2)のとおり労働協約に規範的効力が認められているためと理解できるが、これに 理論上は可能であるが事実上は不可能に近い。 が独占的な地位を占めている。 連邦合同局の承認が必要である。 この承認は、 それどころか以下2で述べるように、 さらに任意加 当該団体の申し出により、 入の職業団 体にあっ 要件や承認が 7 法律 オ

な地 オ 位に ーストリアでは一九四五年に設立されたオーストリア労働組合総同盟が、 たある。 る。 労働組合総 同盟は、 超党派のナショ ナル センターであるが、 労働者は直接労働組合総同盟に 事実上唯一の労働組合として独占的 加

勤務している企業の業種にしたがって専門別組合に割り振られる。

専門別組合は当初一六あったが、

統合によって

合は労働組合総同盟 二〇〇六年には一三 ただし後述3(1)を参照)。 一組合になった。 0 下部組織 (機関) 近年、 にすぎず、 主要な専門別組合は、民間職員 統合はさらに進み現在は七組合にまとめられている。これらの専門 それ自身法人格を有しない 印刷 (したがって労働協約締結能力も認 報道•製紙労働組合 (約二七万人、 別 組

められない。

60 (4-69) 787 (2010.11)

説 されている。 二〇〇八年末、以下同じ)、公勤務労働組合(約二三万人)、金属・繊維・食品労働組合(約二二万人)である。 働組合総同盟の組織はきわめて中央集権的であり、専門別組合はその運営と財政を、 労働組合総同盟の総組合員数は、一二四万人であり(二○○八年)、若干減少傾向にある。 労働組合総同盟によって管理 組織率は約 労

六年はストライキが一件も確認されていない。またストライキがあった年も、二〇〇三年を除き、労働者一人あた(33) りのストライキ時間は年間一分前後にとどまる。二○○三年は歴史に残る大ストライキが展開されたが、その争点 後述3(2)のとおりオーストリアのほぼすべての労働者に影響するものである。 社会的パート は年金給付削減と民営化に対する反対であり、前述二2(2)のとおりいわば政府に向けられた闘争であった。 行為が行われることは極めてまれである。商工会議所による統計資料によれば、 障されているかどうかは明らかではないが、少なくとも正当な争議行為は刑事責任を免れる。とはいえ実際に争議 四割である。 労働組合総同盟の主要な役割は、労働協約の締結、社会政策・労働事項に関する立法への関与・意見表明、 ナーシップを通じた事業所レベルを超えた共同決定、組合員に対する支援である。(③) 一九九八年から二〇〇七年のうち 前述1のとおり争議権が憲法上保 労働協約の締結は、 使用

の組織であるが、 さらに労働組合総同盟の幹部の大半は、政府与党である社会民主党と深く関係している。労働組合総同盟は超党派 労働組合総同盟は労働者会議所と人事の面で密接な関係がある。 それゆえ労働組合総同盟は、 実際には社会民主党と強い結びつきがあり、さらに労働者会議所や事業所委員会とも協力関係を 労働・社会政策や労使関係に大きな影響力を及ぼしている。 また事業所委員会の委員の大半は組合員である。 者との交渉にあたり争議行為を手段とする方法は、オーストリアではほとんど選択されない。

盟が に非

締結する労働協約によって集団的

に規制すべき労働条件のほとんどがカバ

1

されていること、

さらに集団

訶

に

結されていない事

項について労働協約を締結することは、

組合員

に

も労働協約

0

効力が及ぶことから労働者会議!

所が

労働協約を締結す

る実益

が

ないこと、

労働組

理論的に可能である。

しかし、

後述(2)のとおり

原

則

的

3 1労働 労働協約締結当事者

結能 締結能力は、 使用者団体と交渉し労働協約を締結することは、 労の ある使用者団体と労働者団体 法律上の利益代表、 任意加入の職業団体と、 0 間 で書面 に 労働組合の重要な役割の一つである。 より締結される約定である 労働協約締結能力ある組織に属さない一 (労働組織法) 労働協約は、 条一 定の使用者 項)。 労働協約締 労働 団 協

に に認めら

れる

(四条)。

そのほ

か特別法により、

機関や企業に労働協約締結能力が認められることがあるが、

もっ

体

使用者 労働者側で労働協約締結能力があるとされるのは、 側に についてである。 (36) つい 法律上の利益代表である労働者会議所と、 任意加工 は 入の 職 業団

能力を失うの 位を定めていることによる。 体である労働組合 合総同盟と専門別組合である。 らず、 協約 法律上の利益代表 が妥当する範囲 労働者会議 は 定の範囲に限定されており、 (要件等に 所が労働協約を締結しない につい (すなわち労働者会議所) すなわち同法は、 て、 ては前述1を参照) 労働協約締結能力を失うとする 任意加力 理 したがって労働者会議所が非 由 は労働組合の組合員に関して、 0 入の職業団体 である。 つ は 労働 しかし実際に労働協約を締結しているの 組織法が、 (六条)。 (すなわち労働組合) 組合員につい 法律上、 労働協約締結にあたり労働 当該労働協約の効力期間 労働者会議 てあるい が労働協約を締結す 所が は 労働 ? 労働 協約 協約 組 労働 合 当該 締結 が 0 締 優 組

者として意味を持つのは、

労働組合に限定される。

説 規制 結するのではなく労働組合に委ねるであろうことから、 定できない。 すべきであるが労働協約によってカバーされていない事項があったとしても労働者会議所は自ら労働協約を締 実際これまで、 労働者会議所は労働協約を締結していない。それゆえ、 労働者会議所自身が労働協約を締結することはほとんど想 労働者側で労働協約締結当事

毎年の賃金額のような専門別・産業別に規制されるべき労働条件について妥当する。 で授権され、 すぎず法人格を有しない専門別組合は、 次に、労働協約を締結する当事者は法人格を備えていなければならないことから、 各専門別組合は 「労働組合総同盟のために」「労働組合総同盟の名前で」労働協約を締結する。 労働協約を締結できないはずである。 しかし実際には労働組合総同 労働者全般に関係する労働条 労働組合総同盟の下部組 盟 これは 内部 織 に

行っている。 使用者側では、 自由業の職種においてわずかな例外があるのみである。 法律上の利益代表である商工会議所 (専門別組織 • 専門別団体) が独占的に労働協約の

2 労働協約の効力

労働協約においては、労働協約締結当事者の法的権利・

義務

(債務的部分)とならんで、労働者と使用者の権利・

件についてはもちろん、

労働組合総同盟が労働協約締結当事者となる。

義務 ぎない。 (規範的部分) 他方、 規範的部分は、 が取り決められる 賃金その他の労働条件などが労働協約締結当事者によって規制され、 (労働組織法二条) |項参照)。 債務的部分は労働協約締結当事者間 それが個々の の約定にす

労働関係に法的効力を及ぼす。

属する使用者および労働者である(八条一項)。すなわち、 原 削的 労働協約に服するの は 労働協約の専門的、 空間的、 労働協約が専門別・ 人的適用領域内に 産業別もしくは地域別に定められて !ある、 労働協約締結当事者に

> (2010, 11) 60 (4-72) 790

間 働 1) 的 る場合には 組 合の組合員である労働者は、 人的 適用領域内において法的効力を有する(一一条一項)。この規範的効力は、 そのの 範 囲 内 で³⁸ (そのような定めが 当該労働協約の適用を受ける。 ない 場合には全体的に)、 労働協約の規範的部分も、 商工会議 所の会員である使用者および 個々の労働者や使用者の意思 労働協約の 専門: 的 空 労

にかかわらず直接これらの者を拘束する。

用者 わち、 1 の労働者に、 イダー ともあるが に達している。 サ 項参照)。 さらに労働組織法は、 イダー) 0 側では商工会議所に属する使用者、 労働協約は原則として、 効力により、 つまり非組合員に労働協約が拡張適用されるわけであるが、 であっても、 労働協約が適用される。 l, このことはオー ず ħ 労働協約の適用を受けるこれらの使用者に雇用される労働者に、 の場合であっても、 アウトサイダー効力として、 労働協約に服する使用者に雇用される労働者には労働協約の効力が及ぶとする(一二条 労働組合総同盟と商工会議所の間で締結される。 ・スト ij アにおい このような法制度に 労働者の側では組合員に法的効力が及ぶことは すなわち原則的 て労働組合の存在 労働者が労働協約に服さない場合、 により、 にすべ オ ての使用者が労働協約に服する。 ・役割がきわめて重要であることを再認識させる。 Ì ス 1 その仕組みは次のように説明できる。 ij アでは労働協約適用率 専門別に労働協約が締結されるこ 言い いうまでもない。 換えれば原則的 すなわち非 が そしてアウト 組合員 ○○%近く にす 他 方 (アウ す ベ 使 7 + な

四 労働者会議

所

法的位置づけ

1

労働者会議所は法律に基づく、(1)現行法に至るまでの経緯

労働者を代表する組織である。

労働者会議所が設立されるのは

九二〇年にな

(阪大法学) 60 (4-73) 791 [2010.11]

説 後には帝国議会に議員を送出するなど、強い影響力を有した。これに対抗する労働者利益代表組織を求めて労働組 てであるが、一八四八年に使用者を代表する組織として、現在の商工会議所の前身である商業会議所が設立され

論 合運動が繰り広げられたが、法制定に至らなかった。第一次世界大戦後、ロシア革命やチェコの社会民主主義運動 再度労働者会議所設立を求める労働運動が展開された。一九二〇年制定の労働者会議所設立法に(※)

より、労働者会議所の設立が認められ、 商業会議所と同格の労働者利益代表が実現した。

義が失われた。そして、オーストリアがドイツ(第三帝国)に統一されたことにより、一九三八年に労働者会議所 しかし、一九三三年にファシズム政権になると、労働者会議所の民主的機能が奪われ、 旦解散した 労働者会議所の本来の意

なって制定された、一九九一年労働者会議所法 いては、 働者会議所が復活する。 現在と大きく変わらない。その後、一九五四年労働者会議所法により法規定が整備された。({ヒ) 同法の規定は必ずしも十分なものではなかったが、労働者会議所の権限・機能や組織につ (以下、労働者会議所法とする)が、現行法である。 大改正をとも

イツからの独立を果たした一九四五年に労働者会議所再設立法

(一九四五年労働者会議所法)が制定され、

労

法的根拠および性格

は法律によって定められ、

その枠内で自治が許される。

二1で述べたとおり、 労働者会議所は法律によって設立され、 連邦憲法に明記されていないものの、 国家の監督に服し、 労働者会議所は憲法により承認された属 その権限・機能や構成主体、 組織 人的な自治 財政

規律されている。 在の労働者会議所は、 労働者会議所は州ごとにおかれ、 労働者会議所再設立法に根拠を有し、 それらが連邦労働者会議所を形成する その権限 ・機能や組織は労働者会議所法に (労働者会議所法三条二 よって

労働者会議所法の労働者は、

個別的労働関係法上の労働者

(狭義の労働者)

よりも広く理解され

ており、

同 条項

項)。 代表する組織であるが、 働者の社会的・経済的、 各州の労働者会議 所 職業的、 かつて労働者であった失業者や年金受給者の利益も代表するものとされている 連邦労働者会議所のいずれ 文化的利益を代表し、 促進する組織である(一条)。 b 公法上の団体である (三条一 第一次的には労働者の利益を 項)。 労働者会議 所 労

回

項)。

2 構成主体

〔1〕会員資格

の会員となるのは、すべての労働者である。 労働者会議所の会員資格は、 労働者会議所法により定められている (労働者会議所法一 〇条一 項)。 労働者会議 所

労働者会議所の会員であった者、一号)、連邦、 列挙の以下の者を含む。すなわち、失業者 (直近の労働につき失業保険の加入義務があり、これまで二○週間 州 地方公共団体の事業、 施設、 財団もしくは基金に勤務する労

業者については現行の労働者会議 (三号)、労働組合および労働者会議所の会長ならびに管理職員(四号)、常時六人以上が就業している、 (労働関係が契約によるものだけでなく任命によるものも含む、二号)、二号以外の公法上の団体に勤務する労 労働契約を締結し現に雇用関係がある者だけでなく、失業者や自由就業者も含むのが特徴的であるが、失 (非従属的に労務を提供する者。僅少就業である場合や失業した者で一号に相応する場合を含む、 製粉場、 酪農場に勤務する労働者(五号)、家内労働者(六号)、一般社会保険法四条四項に 所法により、 自由就業者については二〇〇七年改正法により、 会員に含められた。

自由

木材加工場、

である。

労働者会議所の会員がこのように定められていることは、

労働者会議所が商工会議所と対置されている組織であ

働者 働者

60 (4-75) 793 (2010, 11)

説 論 する権限を常時有する管理職員に与えられていないこと(一〇条二項二号)と整合する。また、医師や薬剤師、弁 は、会員資格が、物的会社(株式会社など)の経営者、役員や理事、人的会社で企業の経営に重要な影響力を行使 ることと一致し、資本・経営と対置される広義の労働者を労働者会議所が代表していることがわかる。そしてこれ

士会議所に属することになる。これら自由業の会議所は、職業的身分を代表する団体であり、労働者会議所とは性 経営と対置されるわけではない。そのため労働者会議所ではなく、医師であれば医師会議所、弁護士であれば弁護 弁理士、公証人なども労働者会議所の会員から除外されるが(一○条二項三号、四号)、これらの者は資本・

格を異にする。

(2)会員の権利

労働者会議所法には、会員の権利として、 請願権が規定されている。 選挙権、 情報提供を受ける権利、法的助言ならびに法的保護を受ける

二○○九年の選挙の投票率は四三・八%で、前回(二○○四年)の四八・八%、前々回(一九九九~二○○○年) 会議所の支持を意味するものではない。そこで労働者会議所は選挙結果、とりわけ投票率に強い関心を持っている。 の四九・一%を大きく下回った。投票率からはやや労働者会議所離れの傾向がうかがえる。得票率では、社会民主 が免除される失業者等は、申し出をすることにより選挙人名簿に登載される。選挙権を有するのは労働者会議所のが免除される失業者等は、申し出をすることにより選挙人名簿に登載される。選挙権を有するのは労働者会議所の は五年に一回行われ代議員が選出される。すべての会員に選挙権が付与されている。ただし、後述(3)の会費納入 ストリアでは位置づけられている。労働組合と異なり労働者会議所は強制加入であるため、会員数の伸びが労働者 会員に限られるが、とはいえ徒弟や若年労働者も含むすべての労働者が対象になることから「大きな選挙」とオー 選挙権は、労働者会議所総会(「労働者議会」とも呼ばれる)の選挙権ならびに被選挙権を指す(一二条)。選挙

阪大法学)60(4-76)794〔2010.11〕

あった者に認められる。 会派が過半数を維持し、 情報提供を受ける権利は、 圧倒的な強さを保っている。 労働者会議所の活動領域に属する事項につき労働者会議所の組織に対して行使されう 被選挙権は、 一九歳以上で直近二年間に六ヵ月以上会員で

るものである (一三条)。

所は、 的側面で会員を保護する(七条一項)。会員は無料で、専門家による助言や保護を受けられる。 法的助言ならびに法的保護を受ける権利(一四条) 労働法ないし社会保障法に関する事項につき、 会員に対して助言を行い、また訴訟における代理人として法 は、選挙権とならんで会員の重要な権利である。労働者会議 少なからずの労働問

受けることができる。 要件を満たす失業者は退職後も労働者会議所の会員資格を保持するので、退職後も労働者会議所による訴訟支援を

題は労働者が退職後に表面化し、また訴訟に至るケースも多くは退職労働者であるが、前述(1)のとおり、一定の

提案がなされた場合、労働者会議所総会はそれについて採決しなくてはならない(一五条二項)。 所総会に対して書面でなされるが、請願権は一五〇人以上の選挙人で行使できる(一六条一項)。請願に対して、労 請願も労働者会議

提案権は、少なくとも一五〇〇人の選挙人によって、労働者会議所総会に対して書面で行使される(一五条一項)。

働者会議所総会は採決すべき義務を負わない。

(3) 会員の義務

項)。育児休業中の者や兵役・兵役代替勤務のために職務に就いていない者も、会費を支払わなくてよい。 会員は、会費の支払義務を負う(一七条一項)。 職業訓練生と失業者は、会費の支払いが免除される(一七条二 低所得

ウィーン労働者会議所では八一・四万人の会員のうち一九・三万

者

(僅少労働従事者)も会費負担が免除される。

阪大法学)60(4-77)795〔2010.11〕

説 人が会費免除者である(二〇〇九年)。四人に一人が会費を負担していないことになるが、労働者会議所としてはこ のことをとくに問題視していないとのことであった。

論 療保険における標準報酬を基礎としてその○・五%を超えてはならないとされる(六一条二項)。法定医療保険に 会費の額は、法律によって定められるのではなく、労働者会議所総会で決められる。ただし会費料率は、法定医

二〇・五五ユーロが上限となる。ウィーン労働者会議所における会費の平均月額は八・九六ユーロである。

おける二○一○年の標準報酬月額(賞与を含まない)の上限は四一一○ユーロであり、したがって、会費月額は、

使用者は社会保険料とともに会費を控除し、社会保険者に納入する。すなわち労働者会議所の会費は、使用者と社 会費が社会保険料といわば同等の位置づけを与えられていることが特徴的である。 会保険者が労働者会議所に代わって、労働者から徴収している。このように社会保険のシステムを用いていること、 会費は、賃金から控除される。使用者は会費納入義務を負う労働者の賃金から、会費を控除すべき義務を負う。

する種々のサービスを可能にしている。労働者会議所は会員からの会費収入によって運営されており、公費投入は ウィーン労働者会議所だけで年間会費収入は八七〇〇万ユーロを超えており、このような潤沢な財源が会員に対(ラメ)

労働者会議所の権限

行われていない。

関への提言・報告や行政規則に対する意見表明、法に基づく国家行政への関与(二号)、法の範囲内での、団体等 の代表者の派遣や派遣者の提案(三号)、労働関係に関わる、あるいは労働者やその家族の経済的・社会的地位の向 ている(労働者会議所法四条二項)。すなわち、法案に対する意見表明や立法機関への報告・提言(一号)、行政機 労働者会議所が労働者の利益代表としての職務を果たすために、具体的には以下の事項について権限が認められ

益の擁護、

外国および国際的な組織ない

し団体との関係の保持(一○号)である。

委託された国家行政の任務を引き受ける権限がある

右

労働者会議所の権限

機能は、

以下の四点に特徴づけられる。

第一に、

労働者会議所が国

に対して労働者の

(阪大法学) 60 (4-79) 797 [2010.11]

(八条)。

費者保護、 上に寄与するあらゆる措置、 候補者グルー 研究の遂行 管理ならびに支援(五号)、物価の決定など経済運営にかかる措置(六号)、労働者の状況にかかる学術調査および 余暇形成、 (七号)、労働者の利益に関わるあらゆる事項についての情報提供 プの活動の支援 健康保障·健康促進、 同 (九号)、鑑定・提案およびその他の法定共同権による国 目的に資する施設の創設、 住居関係ならびにフルタイムでの就業促進にかかる措置、 管理ならびに支援 (八号)、 (四号)、 教育、 労働者会議所総会の |際関係における労働者 文化、 環境 施設の創 保 消 利

委員会に対する助言や支援、 よう監視する権限がある さらに労働者会議所は、 労働者会議所は会員に対して法的助言ならびに法的保護を行うべき義務を負う(七条一項)。 (五条一項)。また前述2(2)の会員の法的助言ならびに法的保護を受ける権利に対 職場を訪問するなどして労働法、社会保険法および労働者保護法の各規定が遵守される 協働も、 労働者会議所の任務である(六条)。以上に加えて労働者会議所は、 労働組合や事 法に により 所

とである。 して関与するが、 利益を代表する組織として積極的に関与することである。労働者会議所は立法機関、 など労働者やその家族の、 司法機関にも関わっている。 これにより、 税法、 それだけでなく労働組合の提案に基づいて非職業裁判官を労働 消費者法などの専門家を多数擁し、 会員や労働組合に専門的かつ適切な助言をすることが可能となってい 労働以外の生活に関わる事項にも広く関与している。 第二に、 労働・社会保障法に関わる事項だけでなく、教育、 連邦省や大学とも共同 して学術調査 第三に、 社会裁判所に派遣することに 行政機関に意見を述べるなど 労働者会議所は、 ・研究を行って . る。 文化、 第四に、 環境保護 会員に 労働法、

説 論 時間、 対する充実したサービスである。 ットによって行われる。これらはインターネット上にも公開されている。情報パンフレットは、 退職金や企業年金といった労働問題のみならず、医療保障、さらには旅行の計画やコンピューター購入に役 一般的な情報提供は、 会員宅に郵送される月刊誌 (年一〇回発行) 労働契約や労働 や情報パンフ

る。労働問題が法律相談で解決できない場合には**、** ルで行われるが、 があるかが労働者会議所によって専門的見地から判断される。 チア・セルビア語でもパンフレットが印刷されている。法律相談 立つ情報といったものまで多様である。重要な情報については、 電話相談が圧倒的に多い。法律相談も、 訴訟支援も行う。もちろんその際、 ドイツ語以外の言語での対応も行っているとのことであ 勝訴の見込みがある場合には、 ドイツ語のみならずトルコ語やボスニア・ク (法的助言) は、 面談、 訴訟を提起する十分な理由 電話、 労働者は費用の心配 書面もしくはメー

労働者会議所と労働組合の関係

なく労働者会議所の支援を受けることができる。

働者すべてをカバーする労働者会議所と、一二四万人の組合員を擁する労働組合総同盟 労働者会議所も労働組合も、 事業所レベルを超えた労働者を代表する組織である点で一致する。三二五万人の労 (労働組合) との間で、 競

争関係や衝突・摩擦が生じても不思議ではない。しかし、労働者会議所と労働組合は強い協力関係にある。

が、 要請によるものではないことを指摘しておかねばならない。 所法六条)。実際に両者は競争関係にあるというより、協力(助け合いの)関係にある。(88) 所が助言し、 このことは労働者会議所法に照らしても明らかである。 両者の協力関係はそれ以前から存在し、 また労働者の利益促進のために支援、協働することは労働者会議所の任務の一つである その実態が現行法において承認されたものであるからである。(ロタ) すなわち前述3のとおり、 同条は現行法 (一九九一年法) 労働組合に対して労働者会議 しかし、これは単に法 制定の際に加えられた (労働者会議

> 60 (4-80) 798 (2010.11)

口

組織として、

によっては労働者会議所が労働組合を弱体化させることにもなりか

また労働問題が生じたときに助けを求める機関として、

に

おお

てはあまり見られ

か 1)

し労働者会議所が労働組合を支援し、

場合によっては抑制的

な立場をとったとしても、

労働者の行動

1)

ねない。

労働者が自らの利益を代表してく

労働者会議所を信頼

Ų

か

つ労働者会議

所 れ か

で る N

る。 ておりこのような支援が可能である。 0 体と労働協約を締結しうるが、 寸 体交渉 しかし、 係ではなく協力関係 に おい 労働者会議所が労働協約に対して無関心というわけではなく、 て後方から労働組合をサ にある例として、 労働者会議所はこれまで労働協約を締結したことはなく控えめな立場を保持して このように専門家の支援を労働組合が受けられる例は、 ポ Ì たとえば前述三3(1)のとお トしてい 3 前述3のとおり、 労働協約締結に先行する賃金交渉など り 労働者会議所 理論上 は労働者会議 は多数の専門家を擁 他 0 \exists 所 1 口 も使用者 ッ パ 諸

足りると考えれば、 約の適用を受けられるというメリットもない。 用される労働者 は組合費の支出を余儀なくされるし、 (組合員のみならず非組合員も含む) 労働者は労働組合に加入しないかもしれない。 前述三3(2)のとおり 前述3のとおり労働者会議所による労働者向けサー に労働協約の効力が及ぶため、 オーストリアでは労働協約の適用を受ける使用者 付言するならば、 労働組合に加入すれば労働 労働組合に加入すれ -ビス、 サ ば労働協 ポ E Ì

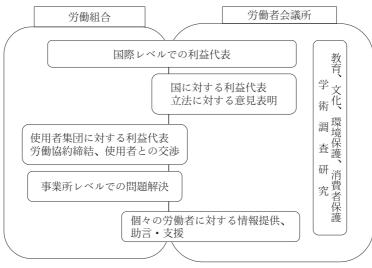
は 労働組合が強い協力関係と信頼関係で結ばれていること、 は充実していることから、 ń ると理 なくとも現在までは、 スや情報提供 解され ていることが、 の種類が異なるので、 労働者会議所の存在が労働組合を脅かすもの わざわざ労働組合に入る必要はない その理由であろう。 受けたいサ 個々 ĺ 0 両者が協働することによってより労働者の 労働者の スによっては労働組合に入る必要があること、 ようにも思 レベ にはなっ ル わ で見れば、 れ る てい な 労働者会議 () それは労働者会 所と労働組合で 利益促 労働問 進 が図

サ

1

ピ

図 2 労働組合と労働者会議所の役割分担イメージ (筆者作成)



業上の き任務 護、 ち ことが る組織 超えて生活全般に 健康保障など、 労働組合が ·利益を代表するのに対して、 であ できる に 労働者会議 労働者会議 は共通する点もあるが、 り強い (図2参照)。 b 協力関係に 0 つ いて労働者の利益を代表する。 労働者の生活に関するさまざまな事 所は教育や文化、 ぱら労働に関する事項を取り 所と労働組合は労働者の 第 あ り に、 緩や それ 労働者会議所 労働組合が 環境保護、 かな役割分担を見 ぞれ 利益 が 労働者 取 ŋ 扱う はそ を代 n 消費者保 す 組 Ó な れ 0 む 表

職

る

は労働 と労働 に 巻き込まれ 組 つきは労働組合の方が密であり事業所 組 合に 合 0 助 1) 言を求め ず たとき組 れ トとして指摘できる。 に も相談できること、 3 合員は状況 0 が 適し ていることなどが に 応じて労働者会 事業所委員会と に 関 わる問 議 労 所

題

代表する組織と位置づけられ 労働者会議 所 3 は 玉 に対 それゆえ、 して労働者 団体 行動 0

権 益

4

し使用者集団に対する労働者の代表者として位置づ

つけら 利

n

をもその対象としている。

第二に、

労働組合が使用者な

項

に わ を

る

0

に対

て

す

働

組合加入の

メ

゚゙リッ

イツのように、

労働者利益代表が使用者と対抗することによって、労働条件の維持・向上を図り、

争議 に つい |権など使用者に対抗する権利が、 、ては、 団結 集団を前提とする労働組合よりも、 労働者会議 所に認められる余地は 労働者会議所の方が問題解決になじむ。 ない。 第三に、 まっ

たく個別

的な労働

五 お わ り に

する義務をも負う。 に帯びていることは否定できない 労働者会議 することも可能であるが、 組合総同盟が事実上唯一の組合である以上、労働者に労働組合選択の自由はな 由を十分に尊重していないようにも見える。 よって労働者の 才 1 ストリアでは第二次世界大戦後、 所の存在がある。 利益が代表されてきた。これらのオーストリアに独特な労働者利益代表制度は、 労働組合も労働者会議所も民主的に運営されているとはいえ、これらが中央集権的性格を多分 実現可能性はきわめて乏しい。 すべての労働者は労働者会議所への加入が義務づけられ、 強力な社会的パートナーシップのもと、 すなわち一方で、 他方で、 憲法上団 団結の自 [結の自由が保障されているとはいえ、 由とはむしろ相容れ () 労働組合総同盟と労働者会議 理論上は新たな労働組合を結成 定の者を除き会費を負担 ないものとしての 労働者の 寸 結 労働 節に 0) É

フォ これ 活を改善するという方法は、 とっていない。 Ì が可能となって マ ルに立法や行政に影響力を行使することによって、労働者の地位の向上が図られている。 労働組合が争議権を行使することもほとんどなく、むしろ労働者利益代表がイン 1) るの しは、 おそらく労働組合運動の基本パターンであるが、 第 一次世界大戦後の特殊な経済 社会事情と強力な オー スト 1 1 ij ナー アはこのような方法 シ ッ オー プ 一極集中型の-(62) フォ 0 形成、 ストリ 1 マ 対話 ア ル

と交渉を重んじ妥協と利益調整を追求する政治風土、

比較的安定した中道左派政権、

さらには首都

労働者の生

国であることも影響しているように思われる。

当でない。とはいえ労働者利益代表のあり方を検討する際に、オーストリアのような労働者利益代表も存在するこ と、そしてそれが現実に機能していることを知るのは重要である。これに加えて、一で述べたようにオーストリア したがって、本稿で考察したオーストリアの労働者の利益代表制度を日本のそれと単純に比較分析することは適

労働法の理解のために、本稿の意義があると考える。

*

本稿は、

1 西村健一郎「オーストリア労働法の概要とその特色」下井隆史他編訳『オーストリア労使関係法』(信山社、一九九二

日本学術振興会平成二二年度特定国派遣研究者として支援を受けた、成果の一部である。

2 史他編訳 六六頁以下。オーストリアの労働組合、事業所委員会については、フランツ・シュランク「企業レベルの労使関係」下井降 ト・ヴァース「ドイツにおける労使関係の分権化と労働組合および従業員代表の役割」日本労働研究雑誌五五五号(二〇 ○六年)一一頁以下、緒方桂子「ドイツにみる労働組合機能と従業員代表機能の調整」季刊労働法二一六号(二○○七年) ドイツの労働組合と事業所委員会の意義や機能について述べた論文は多数あるが、比較的最近のものとして、ベルン 『オーストリア労使関係法』(信山社、一九九二年)三一頁以下、ゴットフリート・ヴィンクラー「全国レベル

労使関係」同書六二頁以下、西村・前掲注(1)二三二頁以下を参照

ドイツについて、ヴァース・前掲注(2)一一頁、オーストリアについて、シュランク・前掲注(2)三一頁

3

者」として想定しているのは、現業労働者・職員の双方を含む被用者全体であり、Arbeitnehmer に相当する。 (Arbeiterkammer)は「現業労働者会議所」とすべきであるが、実態を鑑みて労働者会議所の訳語をあてる。本稿で「労働 労働者会議所の正式名称は、「現業労働者(Arbeiter)・職員(Angestellte)会議所」である。原語に忠実であれば略称

テオドール・トーマンドル「オーストリア労働法の歴史的発展と基本的構造」下井隆史他編訳『オーストリア労使関

5

阪大法学)60(4-84)802〔2010.11〕

係法』(信山社、一九九二年)九頁以下。

- 6 Entwicklungstendenzen des Arbeitsrechts, 1981, S. Mayer-Maly, Entwicklungstendenzen des österreichischen Arbeitsrechts, Ħ. Tomandl (Hrsg.), Standort und
- 7 ゲルハルト・エアシュニッグ「オーストリアにおける社会的パートナー制」労働法律旬報 四五六号 (一九九九年) Л
- (∞) BGBl. I Nr. 2/2008.
- 9 VG", JRP 2010, S. 33ff Salumn, "Der Begriff der Sozialpartnerschaft nach der verfassungsrechtlichen Verankerung in Art 120a Abs 0 ₩
- (1) Salumn (Anm.9), S. 34.
- (\text{\tinx}\text{\tin}\text{\tetx}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tetx}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\tint{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\texitil}}}}\
- (14) ヴィンクラー・前掲注(2)七○頁。(3) Tálos (Anm.11), S. 20.
- (与) Tálos (Anm.11), S. 21.
- (6) Tálos (Anm.11), S. 24
- (云) Tálos (Anm.11), S. 29
- (18) エアシュニッグ・前掲注(7)四五頁、Kienzl, Sozialpartnerschaft, 2005, S.

42.

- 19 sozialpartner.at/sozialpartner/Sozialpartnerschaft_mission_de.pdf 現在は、経済・社会問題審議会、国際問題部会、賃金部会、 競争・物価部会の四つが設置されている。http://www.
- 20 Schwarz-Blau, 2006, S. エアシュニッグ・前掲注(7)四六頁以下、Karlhofer/Tálos, "Sozialpartnerschaft am Abstieg", in Tálos (Hrsg.), . 102

21 選挙の投票率は、七○%(一九八五年)→六二%(一九九一年)→五二%(一九九五年)に低下した。Tálos (Anm.11), S. 労働者会議所選挙の投票率は、六三% (一九八四年)→四九% (一九八九年)→三一% (一九九四年) に 商工会議所

(阪大法学) 60 (4-85) 803 [2010.11]

論

22

Karlhofer/Tálos (Anm.20), S.

. 106.

- なお四2(2)のとおり、労働者会議所選挙の投票率は一九九九年にいったん回復する。
- 23 Karlhofer/Tálos (Anm.20), S. 110, 112, Tálos, "Politik in Schwarz-Blau/Orange. Eine Blianz" in Tálos (Hrsg.),
- 24 Karlhofer/Tálos (Anm.20), S. 108

Schwarz-Blau, 2006, S. 336

25

Tálos (Anm.11), S. 115

- 26 http://www.sozialpartner.at/sozialpartner/Sozialpartnerschaft_mission_de.pdf
- 27 オーストリアにおいては、連邦憲法のほか、欧州人権条約、国家基本法などが、憲法(広義)にあたる。
- 28 gewerkschaftlichen Grundrechten", DRdA 2009, S. 458ff. EGMR, Urteil vom 12.11.2008, Urteil vom 21.4.2009. Wedl, "Neues aus der Judikatur des EGMR υZ

(阪大法学)

60

(4-86) 804

(2010.11)

- 29 の外に労働組合が結成されている。 ヴィンクラー・前掲注(2)六二頁。雇用されている薬剤師、歯科技工士など一部の職種については、労働組合総同盟
- 30 Foglar/Achitz, Pressekonferenz nach dem ÖGB-Bundesvorstand, 2009, S.
- 31 Tomandl, Arbeitsrecht I, 6. Aufl., 2008, S. 29.
- 32 前掲注(7)四一頁。 http://www.oegb.at/servlet/ContentServer?pagename=OEGBZ/Page/OEGBZ_Index&n=OEGBZ_2 エアシュニッグ・
- 33 http://wko.at/statistik/Extranet/Langzeit/lang-streiks.pdf
- 34 ヴィンクラー・前掲注(2)六三頁。
- 35 エアシュニッグ・前掲注(7)四二頁。
- 36 オーストリアポスト 働者会議所に雇用される労働者との関係で必要となる。また、民営化や独立行政法人化の過程で、 たとえば、労働者会議所法により、連邦労働者会議所に「使用者側の」労働協約締結能力が与えられている。これは労 (郵便)テレコム社、大学連合などに、特別法により使用者側の労働協約締結能力が付与された。 雇用市場サービス、
- 37 使用者側に任意加入の職業団体は存在するが、労働協約締結は商工会議所に委ねている。 エアシュニッグ・前掲注

- (7)四二頁。
- れる。Tomandl (Anm.31), S. 締結当事者が特定の企業 労働協約の空間的適用領域を一つの企業に限定すること(企業別協約)も可能であるが、これについては、 (使用者)に不利になるよう労働協約を締結するおそれがあるといった、理論上の問題も指摘さ 147 労働協約
- (ℜ) SGBl. Nr. 100/1920
- (\(\epsilon\)) Pellar, Die Kammern für Arbeiter und Angestellte, 2007, S.
- (4) BGBl. Nr. 95/1945
- (42) BGBl. Nr. 105/1954
- (43) BGBl. Nr. 626/1991.
- 45 44 選出される代議員数は、各州の労働者会議所で異なる。最多がウィーン(州)の一八〇名、最も少ないのがブルゲンラ ヴィンクラー・前掲注(2)六一頁。
- 46 ント州の五〇名である(労働者会議所法四七条一項)。 実際に、申し出をして選挙人名簿に登載される者は、該当者の一~二割にすぎない。
- 〔47〕 Pellar (Anm.40), S. 34. もちろん国政選挙に比べると規模は小さい。二〇〇九年の労働者会議所の選挙人数が、 二六八万人であったのに対し、二〇一〇年の連邦大統領選挙の選挙人数は、約六三四万人であった。
- (48) エアシュニッグ・前掲注(7)四七頁。
- 49 票率は、五三・六%にまで落ち込んだ。 率は七一・六%、二〇〇八年の国民議会選挙の投票率は七八・八%であった。しかし、二〇一〇年の連邦大統領選挙の投 ちなみにオーストリアではこれまで国政選挙の投票率は高水準を維持してきた。二〇〇四年の連邦大統領選挙の投票
- (岛) http://wien.arbeiterkammer.at/online/ak-wien-in-zahlen-7432.html
- 51 や学生アルバイトが含まれることが予想されるが、これらの者には深刻な労働問題が起きにくいため、 ても特段の対処をする必要がなく、したがって会費を免除することによる支障は感じられないとのことであった。 二○一○年九月に実施したウィーン労働者会議所でのインタビューによる。 会費免除者には、 週 労働者会議所とし 日しか働か ない者

(阪大法学) 60 (4-87) 805 [2010.11]

論

56

ウィーン労働者会議所でのインタビューによる。

- 52 53 くの労働者は実際の会費額を知らないであろうし、また関心もないであろうということである。 会費は社会保険料とともに賃金から控除され、しかも給与明細に内訳が示されないことが一般的であることから、多 http://wien.arbeiterkammer.at/online/ak-wien-in-zahlen-7432.html
- 54 http://wien.arbeiterkammer.at/online/ak-wien-in-zahlen-7432.html
- 55 万三千件で、文書相談はわずか一万件であった。http://wien.arbeiterkammer.at/online/ak-wien-in-zahlen-7432.html ウィーン労働者会議所では、二○○九年に三七万七千件の法的助言を行ったが、電話相談が三○万四千件、
- ただし、自由就業者を含めた人数である。http://www.statistik.at/web_de/statistiken/arbeitsmarkt/erwerbsstatus/

60

(4-88) 806

(2010.11)

- 58 erwerbspersonen/023375.html ヴィンクラー・前掲注(2)六三頁も、「競争はなく、自覚的な役割分担が存する」と述べる。役割分担については図2
- 59 Pellar (Anm. 40), S. 23

を参照。

60

61 Pellar (Anm. 40), S. 22

ウィーン労働者会議所でのインタビューによる。

- ウィーンにオーストリア人口の五分の一が集中している。 政治・経済がウィーンに集中していることに加え、面積ではオーストリア全土の二〇〇分の一を占めるにすぎない